

鳥取市人権施策基本方針第1次改訂(案)に対する
市民政策コメントで提出された意見及び意見に対する市の考え方

- 1 実施期間 : 平成25年2月22日(金)~3月13日(水)
2 意見、提案等の総数 : 15人(34意見)

意見No	項目	意見要旨(答申と市案を比較して)	意見に対する市の考え方
1	はじめに	はじめに(1P)4行目、人権施策を推進するのは、「人権施策を推進するためのもの」の方が適切に感じます。	「人権施策を推進するためのもの」に修正します。
2	第2章	第2章人権施策の現状と課題 1取り組みの経緯(2p、下から4行目)障がいのある人問題は、障がいのある人の「人権問題」ではないでしょうか。	「人権問題」に修正します。
3	第4章 2男女共同参画に関する人権問題	2. 男女共同参画に関する人権問題 現状と課題中の(8p、下から4行目) 「社会一般的に女性が女性であることで弱い立場にあり」という表現について、伝えたいことはわかりますが、非常にわかりにくいです。「女性が、ただ女性であるという理由だけで弱い立場にされているため、」というような言い換えはいかがでしょうか。	「女性が、ただ女性であるという理由だけで弱い立場にされているため、」に修正します。
4	第4章 6外国人の人権問題	6外国人の人権問題 現状と課題の(15p、上から3行目) ①「近年急速に増えている在住中国人の実情」という文脈で伝えたいのは、中国の方が増えているという事実でしょうか。 ②また、その前の在日韓国・朝鮮人の実状と在住中国人の実情と「じつじょ」の使い分けには、なにか意味があるのでしょうか。	①は、増えている事実です。 ②は「実状」に修正します。
5	第4章 7病気にかかわる人の人権問題	7病気に関わる人の人権問題 施策の推進方針の(17p、下から11行目) ⑤インフォームドコンセントを確立する、主語は誰ですか。	医療従事者を想定しています。
6	第4章 8個人のプライバシーの保護	8個人のプライバシーの保護 現状と課題の(18p、上から8行目) この不正取得の目的の一つには、の文章は主語と述語の関係がおかしいです。	「この不正取得は、同和地区出身かどうかの身元調査が目的の一つであるといわれています。」に修正します。
7	第4章 9アイヌの人々の人権問題	9アイヌの人々の人権問題 現状と課題の最初の文章(19p、下から16行目)で「現在」という言葉の扱いがおかしい。	「現在」を削除します。

意見 No	項目	意見要旨(答申と市案を比較して)	意見に対する市の考え方
8	第4章 13パワーハラスメント	13パワーハラスメント 現状と課題の(21p、最終行) 「いわゆる生存権を脅かす人権問題」は、すべての人権問題についていえることであると同時に、“いわゆる”とここでいれるのは違和感がある。	「いわゆる生存権を脅かす」を削除します。
9	第4章 14非正規雇用等による生活困窮者の人権問題	(14でも、生存権にかかるという表現に、同じ観点で疑問)なぜ、この2つだけ殊更生存権について言及するのか。	「生存権」を削除します。
10	同和問題	同和問題の施策の推進方針で、地域住民の相談から自立に向けた支援を具体的にを行うことが求められています。そして、そこから浮かび上がった課題をその地域の課題と受け止め、周辺地域住民とともに、人権のまちづくりに取り組むことです。ついては、今回の基本方針(案)に人権のまちづくりという言葉や取り組みの推進を記述すべきです。	第1章基本的な考え方 1 人権尊重の基本理念で「本市では、鳥取市に、暮らし、働き、学び及び集う全ての人の人権が尊重され、差別、偏見及び人権侵害のない人権尊重都市鳥取市の実現を目指す」としており、人権のまちづくりと同様と考えます。また、取り組みの推進については、第3章 基本方針と基本的施策の推進、第4章 さまざまな人権問題への取り組みで記述しています。よって、新たな記述はしません。
11	同和問題	毎年発生している差別事件に対し行政が先頭に立って取り組んで欲しい。 ・土地差別に対する対策を取り組みを行って下さい。 ・学校教育に於ける人権教育同和教育を推進して欲しい。 ・同和地区の実態を把握し問題点の解決に取り組んで下さい。(実態調査を実施) ・人権施策の推進にあたっては、各当事者及び関係団体等との連携を必ずとって取り組んで下さい。 ・同和地区の若い人が安心して生活できる環境作りに取り組んで下さい。	第4章 1同和(部落)問題で記述しているとおり、施策の推進方針に沿って取り組みます。
12	同和問題	人権施策の推進にあたっては、各当事者関係団体との連携なしには、問題の解決は図れません。絶対にこのことを欠かさないようにしてください。	第4章 1同和(部落)問題 (2)施策の推進方針②で記述しているとおり取り組みます。
13	同和問題	・部落差別により、生活に表れている実態を解決していく施策を具体的にしてください。 ・土地差別が現在もあります。この土地差別をなくす取り組みを行って下さい。 ・第9次総合計画に具体的な施策を反映するという事ですか市民ができる事を検討されているのですが市民が知ることが出来るようにしてください。	・第4章 1同和(部落)問題 (2)施策の推進方針②や③で記述しているとおり取り組みます。 ・土地差別については、第3章基本方針と基本的施策の推進 1 基本方針と基本的施策に記述しているとおり、国・県等関係機関等と連携して取り組みを推進します。 ・総合計画等は、計画段階、実施計画段階等ホームページや市報等で公表しております。

意見No	項目	意見要旨(答申と市案を比較して)	意見に対する市の考え方
14	同和問題	差別事件が発生しているにもかかわらず、広報等で「差別は許されないこと」を啓発しているのでしょうか。何事もトップの姿勢が強く影響します。これらに取り組んでください。最近いじめ問題が全国的に多発されています。同和教育から人権教育に変わりましたが、仲間づくりの教育にもっと力を入れてほしいです。	市報の偶数月に、シリーズ@じんけんを掲載しています。これは、時事の人権問題や市内の活動等を紹介し、差別のない社会を目指した啓発を行っております。また、いじめ問題については、第4章 4 子どもの人権問題 (2) 施策の推進方針⑥や⑦で取り組みます。
15	個人のプライバシーの保護	方針P19 8 個人のプライバシーの保護 (2) 施策の推進方針 の番号④から⑥に飛んでいる。	⑥を⑤に修正します。
16	第3章 基本方針と基本的施策の推進	①鳥取市の人権施策を進めるにあたって、重要なことは、当事者の現状や意見等を踏まえることであり、そのためには、当事者抜きで施策の検討、推進は行ってはならないと思います。当事者抜きにならないことを求めます。この視点が弱くなっていませんか。見直しをお願いします。	「第3章基本方針と基本的施策の推進 1 基本方針と基本的施策 本市の全ての分野で、差別や人権侵害の現状を踏まえた施策の策定と国・県等関係機関、「NPO(参照P)」等との緊密な連携により、取り組みを推進します。 また、推進にあたっては、当事者の参画を図るとともに、「差別のない人権尊重の社会づくり協議会」等に意見を聴くなど進めていきます。」に修正します。
17	第4章 1同和(部落)問題	②同和問題では、 ○「地域住民の自立」への支援の具体化が必要です。相談から具体的支援策、そして、具体的支援行動へとつながるようにするためには、地域住民の相談と支援が必要です。 ○人権のまちづくりは、これからの社会づくりにおいて欠かせないものです。このことをしっかりと施策に位置付けて取り組むべきです。これが、人権尊重都市鳥取市の実現につながるのではないのでしょうか。このことを基本方針に盛り込むべきです。 ○相次ぐ差別事件への対応や土地差別問題に対する対応が具体的ではありません。しっかりとした対応策を打ち出すことが、「差別を許さない」土壌づくりとなります。	第4章 1同和(部落)問題の(2) 施策の推進方針④⑤に記載している方針により推進します。 第1章基本的な考え方 1 人権尊重の基本理念で「本市では、鳥取市に、暮らし、働き、学び及び集う全ての人の人権が尊重され、差別、偏見及び人権侵害のない人権尊重都市鳥取市の実現を目指す」としており、人権のまちづくりと同様と考えます。 第3章基本方針と基本的施策の推進において、国・県等関係機関と連携して対応することとしています。
18	第4章 3障がいのある人の人権問題	③障害のある人の人権、 ○「社会的モデル」をしっかりと普及させていくことが必要です。このことが、弱くなっています。 ○人権施策は、人権教育・啓発のみではありません。障害のある人の権利を保障する観点も必要です。そういった意味でも、「社会モデル」から見た様々な施策の取り組みが求められています。	市案10ページ上から16行目の「本市においては、「ユニバーサルデザインによる福祉のまちづくり」の理念のもと、」を「本市においては、社会モデルの考え方も広く周知されるよう啓発を推進し、「ユニバーサルデザインによる福祉のまちづくり」の理念のもと、」に、(2) 施策の推進方針 ①を「市民への社会モデルの考え方の普及や福祉教育を推進し、共生社会の実現を図ります。」にそれぞれ修正します。
19	第4章 7病気にかかわる人の人権問題	④病気に係る人の人権では、 ○相談を検討するのではなく、そのことは当たり前のことなので、相談を受け、生活支援を行うことを検討する、ではないのでしょうか。生活支援が抜けています。	相談支援とは、生活支援を含めた相談や支援体制等という意味です。若年性認知症については、鳥取県が実態調査を行っており、これを基に必要な支援等が検討されています。本市としては、県と連携をとりながら、本市としてどのような支援を行うことができるか検討を行っていきたいと考えます。そのため、「また、県等と連携し、相談や支援体制等について検討を行います。」に修正します。

意見No	項目	意見要旨(答申と市案を比較して)	意見に対する市の考え方
20	第4章 6外国人の人権問題	⑤外国人の人権 ○母国語の保障が抜けています。当たり前のこともわかりませんが、その当たり前のことが十分でない現状をみると、母国語の保障が必要です。	全ての国の母国語を行政が保障することは困難ですが、具体的に要望が出た場合に対応が可能であれば検討します。改訂案のとおりとします。
21	第3章 基本方針と基本的施策の推進章 2推進体制の確立	【意見①】 鳥取市人権施策基本方針(平成19年10月)のp5「3 人権施策推進体制の整備」の本文、「・・・行政施策を実施するため、庁内に人権施策推進体制を整備し、・・・」を第1次改訂(案)のp5「2 推進体制の確立」の本文では、「・・・行政施策を実施するため、庁内の人権施策推進体制を整備し、・・・。」となっているが「体制の整備」は既に行っていて、「体制を確立」するのであれば、「・・・庁内の人権施策推進体制を強化・充実して推進体制の確立を図ると共に、・・・。」というべきである。鳥取市行政の人権施策の姿勢を明確にしてください。	「本市の全ての機関で人権尊重の視点に立った行政施策を実施するため、庁内の人権施策推進体制を強化し、人権施策に関する連絡・調整と人権問題に関する情報等の共有を図ります。また、施策の推進に当たっては、本市の各機関が連携を図るとともに、当事者や「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会」の意見を反映していきます。具体的な人権施策については、市の総合計画に位置付けて実施します。」に修正します。
22	第4章 15インターネットにおける人権問題	【意見②】 p22の15「インターネットにおける人権問題」の(2)施策の推進方針②では「人権侵害に繋がる恐れのある情報の削除要請など、適切な処置をすみやかにを行います。」とあるが、削除要請に留まることなく「削除させるまで」対応すること。併せて「適切な処置」の内容と処置の判断基準を明確にしてください。	「削除させるまで」とは、外国プロバイダー等の関係もあって相当困難な場合もあり、削除要請としています。また、適切な処置に関しては、ケースにより多岐にわたるため判断基準等明確にするには困難です。改訂案のとおりとします。
23	第1章基本的な考え方 1人権尊重の基本理念	1. 第一章の1 人権尊重の基本理念の「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例」を～ から最後まで文章は基本理念として目指すことを丁寧に記述してある箇所なので、削除すべきでないと思います。	鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例の規定により人権施策基本方針を改訂しているの、改めて条例について記述しなくてもよいと考えます。改訂案のとおりとします。
24	第2章人権施策の現状と課題 1取り組みの経緯	2. 第2章の1 取り組みの経緯で終わりの方の削除されている部分は、具体的に経緯を示しているの削除すべきでないと思います。 2 人権問題の現状と課題の最後の部分で、また、推進にあたっては、当事者の参画を図るとともに、「差別のない人権尊重の社会づくり協議会」等に意見を聴くなど進めていきます。の部分が削除されていますが、どう理由からなのでしょう。とくに大事な部分だと思えます。	第2章の1 取り組みの経緯は、簡潔にしたもので改訂案のとおりとします。 また、2人権問題の現状と課題の部分は答申・改訂案とも推進にあたってはの記述はしておらず、第3章の2推進体制の確立の部分で当事者や協議会の意見を反映してとしているので改訂案のとおりとします。
25	第3章基本方針と基本的施策の推進1(1)人権擁護の推進について	3. (1)人権擁護の推進についてで関係機関等という文言が削除されていますが、どう理由からなのでしょう。	「国県等の関係機関等」に修正します。
26	第4章 1同和(部落)問題	4. 第四章 1 同和問題の(2)施策の推進方針で答申での～差別のない人権尊重のまちづくりを推進します。の文言が「周辺地位住民との交流」へ変更されていますが、変更すべきではないと思います。	人権福祉センターでの相談事業、地域交流事業、地域福祉事業は、大きな目標としては差別のない人権尊重のまちづくりですが、事業としての目標は、地域住民の支援、周辺地域住民との交流並びに地域福祉の向上としました。改訂案のとおりとします。
27	第4章 4子どもの人権問題	5. 4 子どもの人権問題の現状と課題の最後の方の、子どもたちは～から大きく削除され、人権教育、人権学習などの言葉が全くなっているの、どうということなのでしょう。	子ども人権問題について、現状と課題を他の人権問題の文書量と整合をとるためまとめました。人権教育等は、施策の推進方針の⑦で記述しています。改訂案のとおりとします。

意見No	項目	意見要旨(答申と市案を比較して)	意見に対する市の考え方
28	第4章 6外国人の人権問題	6. 外国人の人権問題の(2)施策の推進方針の答申では語学(母国語、および日本語)が改定案では語学に変更されていますが、外国人児童生徒にとって母国語という文言は明記すべきだと思います。	意見NO20と回答は同じです。
29	第4章 7病気にかかわる人の人権問題	7. 病気にかかわる人の人権問題の(2)施策の推進方針の4の生活支援が相談支援に変更されていますが、相談支援とはどういう意味なのか、生活支援にすべきだと思います。	意見NO19と回答は同じです。
30	第4章 10刑を終えて出所した人の人権問題	8. 刑を終えて出所した人の人権問題の(1)現状と課題で支援という言葉がフォローに変更されていますが、なぜなのでしょう。(2)のいしき教育啓発の意味は。	フォローを「支援」に修正します。 いしきは印字ミスです。「教育啓発」に修正します。
31	参照 用語の解説	9. 用語の説明で16ハンセン病の説明で、ライ菌の伝染病はごく弱く感染しても発病することは極めて稀、という表記は正確ではないと思います。発病することは稀ではあるが、感染力は従来考えられていたほど微弱ではないことが最近の研究で明らかになっています。今一度検討をお願いいたします。	「ノルウェーの医師ハンセンが発見したライ菌によって起こる感染症のこと。発病することは稀だが、潜伏期は3年から20年にも及ぶことがあるため、かつては遺伝病と誤解されたこともあった。仮に発病しても現在では治療法も確立され、確実に治癒できる病気である。」に修正します。
32	参照 用語の解説	10. 同じく用語の説明で18病気にかかわる人で「病気にかかっている人など」という表記ですが、病気にかかわる人の人権問題は病気にかかっている人、病気だった人またはその家族、遺族にもおよぶという観点では、「病気にかかっている人など」という表現で理解できるのでしょうか。	「病気にかかっている人、病気にかかっていた人、またはその家族、遺族のほか、医療・保健関係職員など病気にかかわる業務に従事している人をいう。」に修正します。
33	第4章 9アイヌの人々の人権問題 10刑を終えて出所した人の人権問題 11犯罪被害者やその家族の人権問題 12性的マイノリティの人権問題 13パワー・ハラスメント 14非正規雇用等による生活困難者の人権問題	○9アイヌの人々の人権問題 10刑を終えて出所した人の人権問題、11犯罪被害者やその家族の人権問題、12性的マイノリティの人権問題、13パワー・ハラスメントに関する人権問題、14非正規雇用等による生活困難者の人権問題について、施策の推進方針は具体的に乏しい感じがします。 ○施策の中の「……に努めます。」では施策を進める姿勢が少し弱い感じがしますが如何なものでしょうか。	基本的にそれぞれの人権問題は、正しい理解と認識を持つことから始まります。それには啓発が前提となりますので、施策の推進方針で教育啓発に努めますとしました。改訂案のとおりとします。
34	改訂全体	○改訂の場合には趣旨や改訂部分を明確にして頂くと検討しやすいと思います。	今後の参考とさせていただきます。
15人	34意見		